

浄化槽補助金申請手続きのながれ

1. 事前確認書・申請者の住所等に関する申告書の提出後、
補助金申請の申込（書類の受取）

※申請者またはご家族の方とします。

但し申請者の委任状があれば、業者の方でも構いません。



2. 補助金交付申請書（様式第1号）と着工届出書の提出

※着工計画日の1週間前までには提出して下さい。



3. 補助金交付決定の通知（市環境課より郵送）



4. 工事着工（着工前日までに、市環境課へ連絡）



5. 工事完了⇒実績報告書（様式第5号）と請求書の提出



6. 工事完了検査（市環境課より）

※お留守でも立ち入り検査させていただきますのでご了承下さい。



7. 補助金の振込（振込時期は6の検査時に問題がなければ約3～4週間程度）

※ゆうちょ銀行の場合、支店名は店番（3桁の数字）で表示されています。通帳に印字されていない場合、郵便局で印字してもらって下さい。

※書類への押印は認印でも結構ですが、全て同じ印鑑に統一して下さい。

※申請者が署名・押印する箇所は、代筆されずにご自分かもしくはご家族の方で署名・押印されて下さい。

※補助金振込先は、申請者名義の口座を指定して下さい。

◆注意事項◆

☆着工から完成までは、年度内に終わるようにして下さい。交付決定前の着工または年度をまたぐ工期は認めていません。

☆工事完成は、住宅に排水設備を設置されて完成と認めます。排水設備とは、し尿を排出する便所や雑排水を排出する台所・風呂・洗面所等の生活雑排水を浄化槽に排出する設備のことを指します。

☆公共下水道事業認可区域は、補助対象外になります。

問合せ先：大川市環境課（☎0944-87-6789）

☆補助金交付申請に係る注意事項☆

1. 申請者が署名・押印する箇所は代筆されずに、必ず申請者かご家族の方が署名・押印するようにして下さい。
2. 工事内容を変更する場合（よくあるのが工期、浄化槽型式、浄化槽設備士等の変更・配置配管の変更）は、事前協議が必要です。変更承認申請書（様式第4号）を提出される前に必ず協議して下さい。
なお、人槽算定箇所以外、または雨水桝等への接続は認めません。
3. 工事着工予定月が3ヶ月以上遅れる場合は、理由と工事着工月を連絡して下さい。
4. 実績報告書に添付する浄化槽設備士の写真は、正面を向いて顔が映るよう
にして撮影して下さい。
5. 実績報告書の補助金額、事業完了年月日等の必要事項の記載は漏れがない
ようにして下さい。
6. 工事は3月15日までに完了するようにし、実績報告書は工事完了後1ヶ月
以内、又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに提出するよう
にして下さい。
年度をまたいだ工期は認めていませんので、着工の延期が可能であるなら、
現年度の申請を取り消して、新年度に改めて申請するようにして下さい。
7. 申請前の事前着工は認めていませんので、既に着工、又は完成している浄
化槽については補助対象外です。また必ず市から補助金交付決定の通知が
きてから着工するようにして下さい。
8. 浄化槽設置工事基準書に基づいて工事を行って下さい。

※実績報告書（様式第5号）、チェックリスト、工事写真集、変更承認申請書（様
式第4号）、浄化槽設置工事基準書は同封しておりませんので、大川市ホーム
ページより入手してください。

浄化槽補助金事業のページへは、大川市ホームページより[くらし・手続き]
→[環境]→[浄化槽設置整備補助事業]と進んでください。

大川市HP (<http://www.city.okawa.lg.jp/s023/010/030/040/20141216213602.html>)